

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則…………… (水産林務部総務課)	33
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課)	33
告 示	
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業支援課)	33
○土地改良区連合の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	34
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	34
○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条2項の規定による競馬場外の勝馬投票券 発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正…………… (競馬事業室)	34
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	34
○知事権限に係る保安林の指定 (2件) …………… (治山課)	35
○知事権限に係る保安林の指定の解除 (2件) …………… (治山課)	36
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	36
○道路の供用の開始…………… (道路課)	37
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	37
道監査委員公表	
○監査公表第10号……………	37
○監査公表第11号……………	37
○監査公表第12号……………	37
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	38

規 則

北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則

北海道森林審議会議事規則 (昭和28年北海道規則第53号) の一部を次のように改正する。
第1条中「北海道森林審議会」の次に「(以下「審議会」という。)」を加える。
第2条第1項中「北海道森林審議会」を「審議会」に改める。
第5条中「出来ない」を「できない」に改める。
第6条を次のように改める。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の審議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第9条第1項中「北海道森林審議会」を「審議会」に改め、同条の次に次の1条を加える。
(会長への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年9月11日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第76号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則 (昭和44年北海道規則第93号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表第2号中「年1.1パーセント」を「年1.15パーセント」に、「年0.9パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成21年7月21日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南るもい土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成21年9月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成21. 8.27 理 事 北 村 満 男 留萌郡小平町字小平町菊岡27番地

北海道告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成21年9月2日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成21年9月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（はまなす第2地区草地整備〔公共牧場中核型〕（農業用道路、区画整理、暗きょ排水、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成21年9月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年9月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第635号

平成4年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正する。

平成21年9月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌中央場外発売所の項の次に次の1事項を加える。

琴似場外発売所 札幌市西区琴似2条1丁目3

北海道告示第636号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年9月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石豊岡619・622・626（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、621
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石富沢398の6・398の8・401の1・584の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石川上318・320の1・380の1・380の9（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石港町141（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石豊岡409の1・409の2・411の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第637号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町春日町32・33・35（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町岬町35の4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第638号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 標津郡標津町字標津1326の176（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 霧害の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 標津郡標津町字標津1326の176（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 目梨郡羅臼町春日町32・33（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字茶志骨630

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町礼文町32の1・幌前町40の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別4380の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡豊頃町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

豊頃町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 帯広市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課並びに帯広市役所及び豊頃町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年9月11日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 月形厚田線	石狩郡当別町字青山奥5101番5地先から 石狩郡当別町字青山奥1876番1地先まで	平成21. 9. 15

支 庁 告 示

北海道十勝支庁告示第100号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年9月11日

北海道十勝支庁長 竹 林 孝

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）
- 落札を決定した日
 平成21年8月7日
- 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 東北海道ホンダ株式会社
 住 所 釧路市星が浦大通1丁目6番7号
- 落札金額
 1,755,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年6月26日付け北海道十勝支庁告示第77号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝保健福祉事務所児童相談部地域支援課

(2) 所在地 帯広市東2条南24丁目14番地

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成20年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る定期監査の結果を次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課並びに北海道の本庁及び各支庁（石狩支庁を除く。）に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成21年9月11日

北海道監査委員 沢 岡 信 広
 北海道監査委員 喜 多 龍 一
 北海道監査委員 見 野 全
 北海道監査委員 坂 本 人 士

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成20年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課並びに北海道の本庁及び各支庁（石狩支庁を除く。）に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成21年9月11日

北海道監査委員 沢 岡 信 広
 北海道監査委員 喜 多 龍 一
 北海道監査委員 見 野 全
 北海道監査委員 坂 本 人 士

監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成19年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、

知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課並びに北海道の本庁及び各支庁（石狩支庁を除く。）に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成21年9月11日

北海道監査委員 沢 岡 信 広
北海道監査委員 喜 多 龍 一
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第249号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年9月11日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬服上衣 1,316着
警察官（男性）用冬服ズボン 2,463本
警察官（男性）用冬帽子 1,233個
警察官（男性）用冬活動帽 834個

2 落札を決定した日

平成21年8月11日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社ムラカミ
(2) 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号

4 落札金額

53,350,962円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成21年6月30日付け北海道警察本部告示第175号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目